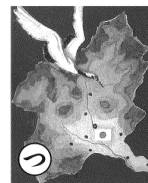




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年3月21日（金） 号 外 （第7号）

■ 目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第88号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年3月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年4月22日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	南牧村住民センター
令和7年4月23日	午前10時～午前11時	下仁田町活性化センター
令和7年4月23日	午後0時30分～午後3時	こんにやく手作り体験道場
令和7年4月24日	午前10時～午前11時	秋畑地域交流センター
令和7年4月24日	午後0時30分～午後3時 30分	甘楽富岡農業協同組合 甘楽支所
令和7年5月7日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	吉田地域づくりセンター
令和7年5月8日	午前10時～午前11時30分	黒岩地域づくりセンター
令和7年5月8日	午後1時～午後3時	小野地域づくりセンター
令和7年5月9日	午前10時～正午	妙義地域づくりセンター
令和7年5月9日	午後1時30分～午後3時	額部地域づくりセンター
令和7年5月13日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和7年5月14日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和7年5月15日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和7年5月16日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	一ノ宮地域づくりセンター

令和7年5月26日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	佐波伊勢崎農業協同組合 たまむら野菜集送センター
令和7年5月28日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	住民活動サポートセンターぱる ふるハートホール
令和7年4月21日～令和8年3月31日 （ただし、土、日、祝日を除く。）	午前9時～正午 午後1時～午後4時	一般社団法人群馬県計量協会

備考

- (1) 一般社団法人群馬県計量協会では検査を希望する受検者は事前連絡の上、対象となる特定計量器を持ち込むこと。
- (2) 計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。
- 4 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

実施期間	実施場所
令和7年4月21日～令和8年3月31日 （ただし、土、日、祝日を除く。）	特定計量器の所在の場所

備考

- (1) 特定計量器の所在の場所で検査を希望する受検者は、一般社団法人群馬県計量協会に検査を希望する日時及び場所を連絡すること。
- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に該当する場合を除き、受検者は、事前に、特定計量器検定検査規則第39条第2項に規定する様式第13による申請書を群馬県計量検定所に提出すること。
- 5 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会